

2012.8.28

新国立競技場等の整備に関する 設計、施工の発注方式の検討についての 要望書の提出

日建連は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、別添のとおり要望いたしました。

【要望】

新国立競技場等の整備に当たっては、基本設計以降は、設計と施工を一体のチームが担当するいわゆる「デザインビルド方式」など、施工上の技術・ノウハウを設計に早期に反映できる発注方式を検討していただきたい。

【趣旨】

平成 24 年 7 月 20 日付で、独立行政法人日本スポーツ振興センターが公示した、「新国立競技場基本構想国際デザイン競技」の募集要項では、基本設計以降の発注の方法について明らかにされていないため、あらかじめデザイン競技の現時点で要望するものである。

【理由等】

以下の事情を考慮すると、いわゆる「デザインビルド方式」など、施工上の技術・ノウハウを設計に早期に反映できる発注方式を検討することが必要であると考えため。

新国立競技場のプロジェクトは次の様な特質があると考えられること

- ・きわめて大規模な施設であること
- ・開閉式の屋根など特殊な機械装置が予定されていること
- ・音響性能の確保、省エネ・緑化などの環境配慮に高度な技術を要すること
- ・敷地が神宮外苑という配慮を要する地区にあること
- ・スケジュールがタイトであること

こうしたプロジェクトにおいては、設計段階の当初から施工・維持管理までを見通して、多岐にわたる条件に配慮しながら造り込むことが不可欠であること

【参考】

デザインビルド方式など、施工上の技術・ノウハウを設計に早期に反映できる発注方式は、日本だけでなく、世界の各地で広く行われている。大規模な競技場の事例として、ロンドンオリンピックスタジアム、さいたまスーパーアリーナ、札幌ドーム、神戸ウイングスタジアムがある。

【新国立競技場基本構想国際デザイン競技について】（募集要項から抜粋）

20. デザイン監修、設計及び工事との関連

- (1) 最優秀者は、デザイン監修を行う。
- (2) デザイン監修(略)
- (3) 基本設計及び実施設計の設計者は、今後、改めて公募型プロポーザルを行い選定する。なお、入賞の有無にかかわらず全ての応募者は公募型設計プロポーザルに応募することができる。また、最優秀者その他の応募者との公平性を保つ必要があるため、すべての情報を開示し審査基準に従って公正に選定することとする。
- (4) 最優秀者と資本・人事面等において関連を有する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業者及びその関連会社は、工事の入札に参加することができない。

本件に関する問い合わせ先

(社)日本建設業連合会（担当：葉石、森）
電話 3551 1118（建築部）
東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館